

# 改正銀行法（本年11月までに施行）に伴う不動産業参入阻止について

## 銀行本体

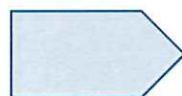
銀行法施行規則（案）  
第13条の2の5



改正法で新たに地域活性化等に資する業務として追加されたのは、経営相談、人材派遣、自行アプリやITシステム販売、広告・情報分析  
∴不動産賃貸、不動産仲介は規定されていない  
（別紙1）

## 他業銀行業高度化等会社

中小・地域金融機関向けの  
総合的な監督指針（案）  
Ⅲ-4-7-5（1）注  
等



他業銀行業高度化等会社における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する  
∴不動産業務は実施対象となっていない旨  
明記（別紙2）

## 地域活性化事業会社

中小・地域金融機関向けの  
総合的な監督指針（案）  
Ⅲ-4-7（注7）  
等



地域活性化事業会社における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する  
∴不動産業務は実施対象となっていない旨  
明記（別紙3）

※上記内容に係るパブリックコメントを実施中（施行規則案は8月6日から、監督指針案は8月27日から）

に業務の一部を委託し得るものの資金の貸付けその他の金融に関する業務の代理又は媒介（前号に掲げる業務の代理又は媒介に該当するものを除く。）

七 前各号に掲げる業務の代理又は媒介のいずれかに準ずるもので金融庁長官が別に定めるもの

## （地域の活性化等に資する業務）

### 第十三条の二の五 法第十条第二項第二十一号に規定する内閣府令

で定めるものは、次に掲げる業務（当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないとともに、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）とする。

一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（以下「経営相談等業務」という。）

二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

に業務の一部を委託し得るものの資金の貸付けその他の金融に関する業務の代理又は媒介（前号に掲げるものを除く。）

七 前各号に掲げる業務の代理又は媒介のいずれかに準ずるもので金融庁長官が別に定めるもの

〔条を加える。〕

(昭和六十年法律第八十八号) 第二条第三号に規定する労働者派遣事業(経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者(同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。第十七条の四の三第三号、第三十四条の十八の二第三号及び第三十四条の十九の六第三号において同じ。)が常時雇用される労働者でないものに限る。)

- 三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守(当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守(当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)を行う業務
- 四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
- 五 当該銀行の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

(算定割当量の取得等)

第十三条の二の六 法第十一条第四号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする

(算定割当量の取得等)

第十三条の二の五 法第十一条第四号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする

## 別紙2

現行	改正案
<p>Ⅲ-4-7-3 (略)</p> <p>Ⅲ-4-7-4 <u>銀行業高度化等会社</u></p> <p>(1) 基本的な考え方</p>	<p>したり、需給の不確実な期間において安定的に販売したりするために必要な程度に止まっている場合など、実質的に在庫の保有リスクを伴わないと認められる場合（これを超えて、販路の開拓や需給の見通しが立ったこと等の事情により取扱量を本格的に拡大するにあたっては、委託販売等の在庫の保有リスクを伴わない販売方式がとられる場合。）。</p> <p>なお、一定の地域商社としては、在庫の保有や物流機能を担うことなく、ECモール等の取引の場の設置による集客・販売支援や、卸売先の紹介・商品開発に関するコンサルティング等に留まる範囲で行うことも考えられるところであって、このような業務運営を行う場合には、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれはないと考えられる。</p> <p>(2) 製造・商品加工への関与</p> <p>一定の地域商社が一定の銀行業高度化等会社として製造や商品加工を直接担うことは、他業禁止の趣旨等に鑑みれば基本的には想定されない。当該銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと言うためには、地域産品の特性に適した商品企画や流通形態の提供という一定の地域商社の機能として必要不可欠なもの（例えば、商品企画等のために必要となる試験的な製造や商品加工等）に限られ、かつ、コンプライアンス・リスクやレピュテーション・リスクを含めた他業リスクや利益相反等の弊害のおそれが限定される範囲に留める必要があることに留意する。</p> <p>Ⅲ-4-7-3 (略)</p> <p><b>Ⅲ-4-7-5 他業銀行業高度化等会社</b></p> <p>(1) 基本的な考え方</p>

現行	改正案
<p>銀行は、法第16条の2第1項第12号の3に掲げる会社（以下「銀行業高度化等会社」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、銀行グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、銀行グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては銀行業の高度化や利用者の利便の向上に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p>他方で、銀行業高度化等会社の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、本業専念による効率性の発揮、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。</p> <p>（新設）</p> <p>（2）認可審査にあたっての留意点</p> <p>銀行業高度化等会社の認可の審査基準は、銀行法施行規則第17条の5の2第2項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。</p>	<p>銀行は、法第16条の2第1項第15号に掲げる会社（規則第17条の5の3に規定する会社を除く。以下「他業銀行業高度化等会社」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、銀行グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、銀行グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p>他方で、他業銀行業高度化等会社の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。</p> <p><u>（注）銀行法改正（令和3年11月施行）により、他業銀行業高度化等会社が営むことができる業務として地域活性化等に資する業務が追加されたが、他業銀行業高度化等会社における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意すること。</u></p> <p>（2）認可審査にあたっての留意点</p> <p>他業銀行業高度化等会社の認可の審査基準は、施行規則第17条の5の2第2項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。</p>

現行	改正案
<p>る。</p> <p>(注3)～(注6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>Ⅲ-4-7-1 子会社等の業務の範囲</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 銀行の子会社が営む従属業務（法第16条の2第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、本監督指針Ⅱ-3-2-4等に沿って適切な対応を行っているか。</p> <p><u>(注)</u> 従属業務を営む銀行の子法人等又は関連法人等についても「銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」（以下「収入依存度規制告示」という。）に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、収入依存度規制告示と同様であることに留意する。</p> <p>(2) 銀行の子会社が営む金融関連業務（法第16条の2第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）等については、以下の範囲となっているか。</p> <p>①～⑤ (略)</p>	<p>(注3)～(注6) (略)</p> <p><u>(注7)</u> 銀行法改正（令和3年11月施行）により、法第16条の2第1項第14号が追加されたが、地域活性化事業会社（同号、法第16条の4第8項）における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する。</p> <p>Ⅲ-4-7-1 子会社等の業務の範囲</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 銀行の子会社が営む従属業務（法第16条の2第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、本監督指針Ⅱ-3-2-4等に沿って適切な対応を行っているか。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 銀行の子会社が営む金融関連業務（法第16条の2第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）等については、以下の範囲となっているか。</p> <p>①～⑤ (略)</p>